【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 2018年 5 月23日 【提出日】

【会社名】 ソースネクスト株式会社 SOURCENEXT CORPORATION 【英訳名】

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田憲幸 【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03 - 6254 - 5231 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役

管理グループ担当常務執行役員

青山文彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03 - 6254 - 5231 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役

管理グループ担当常務執行役員

青 山 文 彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

(第9回新株予約権)

その他の者に対する割当 20,480,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額

4,193,280,000円

(第10回新株予約権)

その他の者に対する割当 700,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額

1,000,700,000円

(第9回及び第10回の合計)

その他の者に対する割当 21,180,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額

5.193.980.000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総 額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計 額を合算した金額は増加又は減少する。

> また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合 及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新 株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減

少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

株式会社東京証券取引所 【縦覧に供する場所】

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年5月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2018年5月23日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)
 - (1) 募集の条件
 - (2)新株予約権の内容等
- 2 新規発行新株予約権証券 (第10回新株予約権証券)
- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等
- 3 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途
- 第3 第三者割当の場合の特記事項
 - 3 発行条件に関する事項
 - (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	51,200個	
発行価額の総額	金20,480,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に51,200を乗じた金額とする。)	
本新株予約権 1 個あたり 金400円とするが、当該時点における株価変動等諸般の事情をの上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める20年月23日から2018年5月25日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。) 「で、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1)発行の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定を結果が400円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。		
申込手数料	該当事項なし	
申込単位	1個	
申込期間	2018年6月7日から2018年6月11日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。	
申込証拠金	該当事項なし	
申込取扱場所	ソースネクスト株式会社 総務・人事グループ 東京都港区東新橋一丁目5番2号	
払込期日	2018年6月7日から2018年6月11日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。	
割当日	2018年6月7日 <u>から2018年6月11日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。</u>	
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店 東京都中央区日本橋二丁目7番1号	

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行新株予約権(第9回新株予約権。以下「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」という。)に係る募集については、2018年5月15日(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)においてその発行を決議している。なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される後記「2 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)」記載の第10回新株予約権を、以下総称して「本件新株予約権」という。

発行数	51,200個	
発行価額の総額	金20,480,000円	
発行価格	金400円	
申込手数料	該当事項なし	
申込単位	1個	
申込期間	2018年 6 月 7 日	
申込証拠金	該当事項なし	
申込取扱場所 ソースネクスト株式会社 総務・人事グループ 東京都港区東新橋一丁目5番2号		
払込期日	2018年 6 月 7 日	
割当日	当日 2018年6月7日	
株式会社三井住友銀行 東京中央支店 払込取扱場所 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号		

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行新株予約権(第9回新株予約権。以下「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)」において、「本新株予約権」という。)に係る募集については、2018年5月15日(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会及び2018年5月23日(以下「条件決定日」という。)付の当社取締役会(以下個別に又は総称して「本取締役会」という。)においてその発行を決議している。なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される後記「2 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)」記載の第10回新株予約権を、以下総称して「本件新株予約権」という。

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質

- 本新株予約権の目的となる株式の総数は5,120,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、2018年6月12日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。
- 3 行使価額の修正頻度: 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、<u>条件決定基準株価</u>(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄<u>第2項に定義する。以下同じ</u>。)<u>の水準によって、以下のと</u>おり決定される。
 - (1)条件決定基準株価が841円以上である場合 条件決定基準株価の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。
 - (2)条件決定基準株価が841円を下回る場合 発行決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り 上げた757円とする。
- 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は5,120,000株(発行決議日 現在の発行済株式数に対する割合は8.07%)、交付株式数は100株で確定している。
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):3,896,320,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額について、757円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

新株予約権の行使時の払 込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際 して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭
 - して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- 2 行使価額は、当初、条件決定日の直前取引日の東証終値<u>(以下「条件決定基準株価」という。)又は下限行使価額のいずれか高い方の金額</u>とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。
- 3 行使価額の修正
 - (1) 2018年6月12日以降、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取 扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日 (以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額の0.1円 未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前 に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修 正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価 額」という。)。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正 後行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」は、条件決定基準株価の水準によって、以下のとおり決定され、本欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。

- ____条件決定基準株価が841円以上である場合 条件決定基準株価の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。
- ___条件決定基準株価が841円を下回る場合 757円とする。
- (2) 本項第(1)号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

(中略)

新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額

金4,326,400,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。

(中略)

- (注) 1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (中略)
 - (2)本件新株予約権の商品性 本件新株予約権の構成

(中略)

・第9回新株予約権の行使価額は、当初、条件決定日の直前取引日の東証終値又は下限行使価額のいずれ <u>か高い方の金額</u>、第10回新株予約権の行使価額は、当初1,000円ですが、各本件新株予約権の各行使請 求の通知が行われた日以降、当該行使請求が行われた回号の本件新株予約権の行使価額は、当該通知が 行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額に修正されます。ただし、第9回新株予約権 の行使価額の下限は、第9回新株予約権の発行要項に従って条件決定日に決定され、第10回新株予約権 の行使価額の下限は1,000円ですが、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限 行使価額が修正後の行使価額となります。なお、第10回新株予約権の行使価額及びその下限は、新製品 の強化等により将来株価が上昇した場合を想定して設定したものです。

割当予定先による本件新株予約権の取得の請求

・割当予定先は、()2018年6月12日以降、2021年5月11日までの間のいずれかの20連続取引日の東証終値の全てが条件決定決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額を下回った場合、()2021年5月12日以降2021年5月21日までの期間、()当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は()当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本件新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、各回の本件新株予約権の要項に従い、各回の本件新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本件新株予約権の全てを取得します。

(中略)

< 本件新株予約権の主な留意事項 >

本件新株予約権には、主に、下記 乃至 に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記 乃至 に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

第9回新株予約権の下限行使価額は、第9回新株予約権の発行要項に従って条件決定日に決定さ れ、第10回新株予約権の下限行使価額は1,000円に設定されておりますが、当社普通株式の株価 が継続して下限行使価額を下回る水準にある場合、資金調達できない可能性があります。

(中略)

本件新株予約権発行後、東証終値が20取引日連続して条件決定決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本件新株予約権の取得を請求する場合があります。

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質

- 本新株予約権の目的となる株式の総数は5,120,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、2018年6月12日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。
- 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の東証終値 の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である757円である(別記 「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照。)。
- 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は5,120,000株(発行決議日 現在の発行済株式数に対する割合は8.07%)、交付株式数は100株で確定している。
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):3,896,320,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

新株予約権の行使時の払 込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際 して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭 の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1
- 2 行使価額は、当初<u>815円(</u>条件決定日の直前取引日の東証終値<u>)</u>とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。

円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

- 3 行使価額の修正
 - (1) 2018年6月12日以降、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取 扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日 (以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額の0.1円 未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前 に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修 正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価 額」という。)。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が<u>757円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「</u>下限行使価額<u>」という。)</u>を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2) 本項第(1)号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

(中略)

新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額 金4,193,280,000円

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。

(中略)

- (注) 1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (中略)
 - (2)本件新株予約権の商品性 本件新株予約権の構成

(中略)

・第9回新株予約権の行使価額は、当初815円(条件決定日の直前取引日の東証終値)、第10回新株予約権の行使価額は、当初1,000円ですが、各本件新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該行使請求が行われた回号の本件新株予約権の行使価額は、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額に修正されます。ただし、第9回新株予約権の行使価額の下限は757円(発行決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額)であり、第10回新株予約権の行使価額の下限は1,000円ですが、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。なお、第10回新株予約権の行使価額及びその下限は、新製品の強化等により将来株価が上昇した場合を想定して設定したものです。

割当予定先による本件新株予約権の取得の請求

・割当予定先は、()2018年6月12日以降、2021年5月11日までの間のいずれかの20連続取引日の東証終値の全てが734円(条件決定決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額)を下回った場合、()2021年5月12日以降2021年5月21日までの期間、()当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は()当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本件新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、各回の本件新株予約権の要項に従い、各回の本件新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本件新株予約権の全てを取得します。

(中略)

< 本件新株予約権の主な留意事項 >

本件新株予約権には、主に、下記 乃至 に記載された留意事項がありますが、当社といたしまして は、上記 乃至 に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

第9回新株予約権の下限行使価額は757円(発行決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額)、第10回新株予約権の下限行使価額は1,000円に設定されておりますが、当社普通株式の株価が継続して下限行使価額を下回る水準にある場合、資金調達できない可能性があります。 (中略)

本件新株予約権発行後、東証終値が20取引日連続して<u>734円(</u>条件決定決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額<u>)</u>を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本件新株予約権の取得を請求する場合があります。

2【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	10,000個	
発行価額の総額	金700,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に10,000を乗じた金額とする。)	
発行価格	本新株予約権1個あたり金70円とするが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で条件決定日において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が70円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。	
申込手数料	該当事項なし	
申込単位	1個	
申込期間	2018年6月7日から2018年6月11日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。	
申込証拠金	該当事項なし	
申込取扱場所	ソースネクスト株式会社 総務・人事グループ 東京都港区東新橋一丁目5番2号	
払込期日	対 15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。 15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。	
割当日	2018年6月7日から2018年6月11日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。	
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店 東京都中央区日本橋二丁目7番1号	

(後略)

<訂正後>

発行数	10,000個
発行価額の総額	金700,000円
発行価格	金70円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2018年 6 月 7 日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	ソースネクスト株式会社 総務・人事グループ 東京都港区東新橋一丁目5番2号
払込期日	2018年 6 月 7 日
割当日	2018年 6 月 7 日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質

- 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、2018年6月12日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。
- 3 行使価額の修正頻度: 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は1,000円とする。
- 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株(発行決議日 現在の発行済株式数に対する割合は1.58%)、交付株式数は100株で確定している。
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):1,000,700,000円(ただし、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(中略)

新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額

金1,000,700,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質

- 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権 の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、 株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項 に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目 的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。な お、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調 達の額は増加又は減少する。
- 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、2018年6月12日以 降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取 引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が ない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の92%に相当する金 額の0.1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に 有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行 われた日以降、当該金額に修正される。
- 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正され
- 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は1,000円とする。
- 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株(発行決議日 現在の発行済株式数に対する割合は1.58%)、交付株式数は100株で確定している。
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額 の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):1,000,700,000円(た だし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(中略)

新株予約権の行使により

株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額

金1,000,700,000円

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調 整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使 が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少す る。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,327,100,000	10,000,000	5,317,100,000

- (注) 1 上記金額は第9回及び第10回新株予約権に係る金額の合計額です。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第9回及び第10回新株予約権合計21,180,000円)に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(第9回及び第10回新株予約権合計5,305,920,000円)を合算した金額であります。
 - 2 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
 - 3 払込金額の総額の算定に用いた新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額については、発行決議 日の直前取引日の東証終値を第9回新株予約権の当初の行使価額であると仮定し、第9回新株予約権が発行 決議日の直前取引日の東証終値、第10回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金 額です。実際の第9回新株予約権の当初の行使価額は条件決定日に決定され、また、本件新株予約権の行使 価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期 間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込 むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
 - 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料等及び登記関連費用等)の合計であります。
 - 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)
5,193,980,000	10,000,000	5,183,980,000

- (注) 1 上記金額は第9回及び第10回新株予約権に係る金額の合計額です。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第9回及び第10回新株予約権合計21,180,000円)に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(第9回及び第10回新株予約権合計5,172,800,000円)を合算した金額であります。
 - 2 払込金額の総額

 は、全ての本件新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。

 本件新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
 - 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料等及び登記関連費用等)の合計であります。
 - 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- (注)2の全文削除並びに3、4及び5の番号変更

(2)【手取金の使途】

<訂正前>

上記差引手取概算額5,317,100,000円につきましては、前記「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1 (1)」に記載しておりますとおり、中長期的な経営戦略における新製品の強化及び事業拡大による、収益体質の一層の強化を目的として、下記の投資へ充当する予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新製品の開発(第9回号)	1,000	2018年6月~2021年6月
新製品発売に伴う広告宣伝費 (第9回号)	1,000	2018年6月~2021年6月
新製品発売に伴う運転資金(第9回号)	2,000	2018年6月~2021年6月
M&AやIP取得等にかかる資金(第9回号・第10回号)	1,317	2018年6月~2021年6月
合計	5,317	

(中略)

M&AやIP取得等にかかる資金

競争の激化が予想されるソフトウェア及びIoT製品に関する事業環境下においては、積極的なM&A、資本業務提携を伴う業務提携を推進していくことが、長期的かつ安定的な成長を推し進める上で重要と考えております。ソフトウェアにおいては、前年度に実施した「筆まめ」「ロゼッタストーン」のようなソフトウェア業界における大型ブランドの獲得は、同ブランドの既存収益がグループ収益化につながるだけでなく、当社のマーケティング力により、さらなる利益向上につながると考えており、当社は引き続きM&AやIP取得等を継続して参ります。またIoT製品においては戦略的なパートナーシップにより品質の高さ、スピード、スケールを最大化し、かつ効率的な生産体制を築くことが重要と考えており、その為にもM&Aや事業提携等に積極的な投資を行っていく方針です。これらのM&A、事業提携及びIP取得等にかかる資金として、2018年6月から2021年6月までに1,317百万円を充当する予定です。なお、対象領域としては当社グループの既存事業や既存の資産とのシナジーが認められる分野を中心に複数の案件を想定しており、現時点において具体的に計画されている案件はございませんが、今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。なお、上記のようなM&AやIP取得等の投資機会が実現しない場合には、当該使途に充当することを予定していた調達金額は、上記 に充当する予定です。

上記差引手取概算額5,183,980,000円につきましては、前記「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1 (1)」に記載しておりますとおり、中長期的な経営戦略における新製品の強化及び事業拡大による、収益体質の一層の強化を目的として、下記の投資へ充当する予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新製品の開発(第9回号)	1,000	2018年6月~2021年6月
新製品発売に伴う広告宣伝費(第9回号)	1,000	2018年6月~2021年6月
新製品発売に伴う運転資金(第9回号)	2,000	2018年6月~2021年6月
M&AやIP取得等にかかる資金(第9回号・第10回号)	1,183	2018年6月~2021年6月
合計	5,183	

(中略)

M&AやIP取得等にかかる資金

競争の激化が予想されるソフトウェア及びIoT製品に関する事業環境下においては、積極的なM&A、資本業務提携を伴う業務提携を推進していくことが、長期的かつ安定的な成長を推し進める上で重要と考えております。ソフトウェアにおいては、前年度に実施した「筆まめ」「ロゼッタストーン」のようなソフトウェア業界における大型ブランドの獲得は、同ブランドの既存収益がグループ収益化につながるだけでなく、当社のマーケティング力により、さらなる利益向上につながると考えており、当社は引き続きM&AやIP取得等を継続して参ります。またIoT製品においては戦略的なパートナーシップにより品質の高さ、スピード、スケールを最大化し、かつ効率的な生産体制を築くことが重要と考えており、その為にもM&Aや事業提携等に積極的な投資を行っていく方針です。これらのM&A、事業提携及びIP取得等にかかる資金として、2018年6月から2021年6月までに1,183百万円を充当する予定です。なお、対象領域としては当社グループの既存事業や既存の資産とのシナジーが認められる分野を中心に複数の案件を想定しており、現時点において具体的に計画されている案件はございませんが、今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。なお、上記のようなM&AやIP取得等の投資機会が実現しない場合には、当該使途に充当することを予定していた調達金額は、上記 に充当する予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

- 3【発行条件に関する事項】
 - (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方
 - <訂正前>

今般の資金調達においては、本件新株予約権の発行決議に係る公表と同時に2018年3月期に係る決算短信が公表されており<u>ます。</u>当社は、当該決算短信の公表に伴う株価への影響の織り込みのため、<u>本日(</u>発行決議日<u>)</u>時点における本件新株予約権の価値と条件決定日時点における本件新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本件新株予約権の払込金額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日(発行決議日)時点の本件新株予約権の価値を算定するため、本件新株予約権の発 行要項及び割当予定先との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定め られた諸条件を考慮した本件新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティン グ(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役СЕО 野口真人)(以下「プルータス・コンサルティン グ」という。)に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式 の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されている モンテカルロ・シミュレーションを用いて、本件新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたって は、主に 当社の取得条項(コール・オプション)については発動のタイミングを定量的に決定することが困難で あるため、下記 の場合を除き評価に織り込まないこと、 当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使 指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回ってい る場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間(権利行使可能な期間に限る。)にわたって一様に分 散的な権利行使がされること、 東証終値が20取引日連続して条件決定決議日の直前取引日の東証終値の90%に相 当する金額を下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定して おります。当社は、当該評価を参考にして、本日(発行決議日)時点の本件新株予約権1個あたりの払込金額とし て、第9回及び第10回新株予約権のそれぞれにつき、当該評価と同額となるよう、金400円及び金70円と決定しま した。なお、当社及び当社監査役による本件新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本 件新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株 予約権証券(第9回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1 (2)」に記載した本件新株予約権の 特徴や内容、本件新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の 上、これらを総合的に検討した結果、本件新株予約権の払込金額の決定方法は合理的であると考えており、また、 当社監査役4名全員(うち社外監査役2名)から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に 基づき本件新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められ ないという趣旨の意見を得ております。

今般の資金調達においては、本件新株予約権の発行決議に係る公表と同時に2018年3月期に係る決算短信が公表されており、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、当社は、当該決算短信の公表に伴う株価への影響の織り込みのため、発行決議日時点における本件新株予約権の価値と条件決定日時点における本件新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本件新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本件新株予約権の価値を算定するため、本 件新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定 の買取契約に定められた諸条件を考慮した本件新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータ ス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人)(以下「プルータ ス・コンサルティング」という。)に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、両時点の本件新株予 約権の価値について、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子 率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評 価を実施しております。価値評価にあたっては、主に 当社の取得条項(コール・オプション)については発動の タイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記の場合を除き評価に織り込まないこと、 金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこ ととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間(権利行 使可能な期間に限る。)にわたって一様に分散的な権利行使がされること、 東証終値が20取引日連続して金734 円(条件決定決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額)を下回った場合、割当予定先は当社に本新株 予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、発行決議日 時点の本件新株予約権1個あたりの払込金額として、第9回及び第10回新株予約権のそれぞれにつき、発行決議日 時点における評価結果と同額である金400円及び金70円と決定しました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上 で2018年5月23日を条件決定日とし、条件決定日時点において想定される本件新株予約権1個あたりの払込金額 を、第9回及び第10回新株予約権のそれぞれにつき、条件決定日時点における評価結果と同額である金370円及び 金60円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額とな るように、最終的に本件新株予約権1個あたりの払込金額を、第9回新株予約権につき金400円、第10回新株予約 権につき金70円と決定しました。当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約 権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1 (2)」に記載した本件新株予約権の特徴や内容、本件新株予約権 の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した 結果、本件新株予約権の払込金額の決定方法及び本件新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本件新 株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役4名全員(うち社外監査役2 名)から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本件新株予約権の発行条件が有利 発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得て おります。

- () 本件新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると 考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- () プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っている ものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (<u>)</u> 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本件新株予約権の価値評価を依頼している こと
- () プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること
- () 本件新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- () 本件新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行につ いて、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務 担当者から本件新株予約権の発行を担当する取締役及び監査役になされていること